

平成 28 年 8 月

被保険者各位

慶應塾健康保険組合

被扶養者調査について、皆様から寄せられる疑問とその答えをまとめました。調書のご提出前に念のためご確認ください。なお、被扶養者資格を外れると思われる場合には、早めに当組合にご相談ください。

## 1. 被扶養者で調書に載っていない者がいます。なぜでしょうか。

今回の調査は 18 歳以上の方が対象です。18 歳未満の方は記載されていません。また、平成 28 年 4 月 1 日以降に加入された方も記載されていません。

## 2. 4 月に就職した子供が調書に載っていました。どうしたらいいでしょうか？

すぐに健康保険組合にお申し出いただき、「家族(被扶養者)異動届」に対象者の保険証、新規取得した保険証(写し)を添えてご提出ください。なお、調書は該当の被扶養者を赤字=線で抹消し、備考欄には就職された日付・理由(就職)を記入してください。

## 3. 確認対象の被扶養者が近く就職する予定ですが、調書の提出は必要ですか？

被扶養者が調書提出期限前に、就職等により被扶養者から削除し、(家族(被扶養者)異動届を提出済の場合)は、添付書類等の必要はありませんが、調書該当者を赤字=線で抹消し、備考欄に就職等の年月日を赤字で記載して、調書を提出してください。なお、家族(被扶養者)異動届を未提出の場合は必ずお届出ください。

## 4. 妻が退職しましたので、この調書に記入してもいいですか？

調書では被扶養者を新たに申請することはできません。健康保険組合にご連絡いただき、「家族(被扶養者)異動届」および添付書類をご提出ください。

## 5. 被扶養者の昨年の収入が基準額を超えていました。今年は超えない予定ですが、どのような申請をしたらよいですか。

原則として、昨年の 1 月 1 日に遡り被扶養者の資格を喪失することになります。「家族(被扶養者)異動届」と「保険証」、その他添付書類をご提出ください。収入が昨年の途中から発生した場合には、雇用契約書等、収入発生日がわかる書類もあわせてご提出ください。

再度被扶養者資格申請をする場合は、被扶養者を追加する「家族(被扶養者)異動届」をご提出ください。なお、その際の被扶養者の認定日は、被扶養者を追加する「家族(被扶養者)異動届」を提出された日になります。収入が減った時点ではありませんので、ご注意ください。

## 6. 今年の収入が確定しませんが、どの様に記入すればいいですか？

課税・非課税証明書・源泉徴収票(給与明細書)・年金額改定通知書等で確認後、今後の収入を出来るだけ正確な金額でご記入ください。なお、年金額より介護保険料が引かれている場合は、介護保険料が引かれる前の金額をご記入ください。

## 7. 被扶養者に収入はあるのですが確定申告をしていないため非課税証明書の平成 27 年の収入金額がゼロです。どうすればいいでしょうか。

今回の扶養調査にあたっては「平成 27 年分の源泉徴収票」をご提出ください。調書備考欄には、「確定申告をしていないため源泉徴収票を提出」と記載してください。また、いずれの書類もご用意いただけない場合は、お住まいの市区町村にて「所得証明書」を発行し、ご提出ください。今年以降は可能な限り確定申告を行うようにしてください。

**8. 昨年度一時所得（遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など）が入ったため所得（課税）証明書には限度額の130万円を超えた金額が記載されてきました。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか？その他の収入はありません。**

「課税証明書」を入手の上、調書備考欄に「遺産相続のため」など一時的に所得が多くなってしまった理由を書いてください。収入は「無」として記入してください。以前から引き続き被扶養者に認定されている方で、課税（非課税）証明書を取り寄せたとき、高額な金額が掲載されている方は、別途書類をお願いすることがあります。

なお、当健保では一時所得（遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など）は収入に含んでおりません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続となります。

**9. 被扶養者になっている妻が自営業をしています。添付書類は何を添付すればよいでしょうか？**

直近年度の「確定申告書（写し）」と「収支内訳表（写し）」を添付してください。

**10. 無職の子も何か証明が必要ですか？**

「非課税証明書」が必要です。

**11. 収入に年金（老齢年金、障害者年金、遺族年金等）も含まれますか？ また、受給している場合何を添付すればよいでしょうか？**

健康保険上の収入には、全ての年金が含まれます。添付書類は、「課税（非課税）証明書」の他に各年金の直近の年金額改定通知書または振込通知書の写しです。（必ず氏名の部分も写してください。）

**12. 被扶養者の配偶者が最近死亡したため、遺族年金の振込通知書または年金額改定通知書がありません。どうしたらいいでしょうか？**

年金振込通知書等が届いていない場合は、お住まいの最寄りの年金事務所で年金見込額照会回答票を発行していただきください。後日、年金裁定通知書が届き次第、ご提出ください。（障害年金等も同様です。）

**13. 扶養している子どもと6月から別居しました。6月から振込みを始めたため仕送りを証明する書類が6・7月分しかありません。どうしたらいいでしょうか？**

調書の余白に別居を開始した時期を記入の上、手元にある仕送りを証明する書類を提出してください。数ヶ月後に再度仕送り証明のご提出をお願いする場合もありますので、仕送りを続けるとともに控えを残すようにしてください。

**14. 現在別居中の娘を扶養しています。娘は収入が月額7万円程度あります。送金は行っていますが、月に3万円～5万円と足りなくなったら送金するという形です。それでもよいのでしょうか？**

収入が7万円/月だったとすれば、毎月3～5万円の仕送り額では生活費の大半を援助しているとはいひ難い状況にあります。さらに生活に必要な仕送り額が被扶養者の収入額を超えていなければ、経済的扶養とは認められないことになります。つきましては、別途「家族（被扶養者）異動届」を提出し被扶養者から外す手続きが必要です。